○文部科学省厚生労働省令第四号

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十九条の規定に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四までを次のように改める。

様式第一（第９条関係）
（表面）

収入印紙
（消印しないこと。）

公認心理師試験受験申込書

フリガナ				※整理番号
氏名	（姓）	（名）		
生年月日	年 月 日		性別	
郵便番号	－	本籍地（外国籍の場合はその国籍）	都道府県	
フリガナ				
現住所	都道府県			
電話番号				
受験希望地	都道府県			

受験資格（裏面を参照のこと。）

資格該当項目（公認心理師法（以下「法」という。）第7条各号）					
□ 第1号	大学等名		卒業年月		年 月
	大学院名		修了年月		年 月
□ 第2号	大学等名		卒業年月		年 月
	勤務先名（実務経験）		職種	従業期間	年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
□ 第3号	文部科学大臣及び厚生労働大臣が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者				
資格該当項目（法附則第2条第1項各号）					
□ 第1号	大学院名		修了年月		年 月
□ 第2号	大学院名		修了年月		年 月
□ 第3号	大学等名		卒業年月		年 月
	大学院名		修了年月		年 月
□ 第4号	大学等名		卒業年月		年 月
	勤務先名（実務経験）		職種	従業期間	年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
資格該当項目（法附則第2条第2項）					
□ 実務経験（5年以上）＋講習会	勤務先名（実務経験）		職種	従業期間	年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
	講習会実施機関名		修了年月		年 月

□	受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出	提出する受験票の試験実施回	第 回	提出する受験票の受験番号
身体に障害のある者等の受験上の配慮の有無		□ 有	□ 無	

上記により、公認心理師試験を受験したいので申し込みます。

年 月 日

文部科学大臣
厚生労働大臣　殿
指定試験機関代表者